

東海市スポーツ指導者バンク設置要綱（案）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第11条に基づき、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材を登録し、学校、地域、団体の要請に応じて適切なスポーツ指導者を提供するとともに、スポーツ指導者の資質の向上を図り、市民の継続的なスポーツ活動を支援するため、東海市スポーツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において、指導者バンクとは、第4条（登録指導者の資格）に基づき認定された指導者を登録し、市民の要請に応じ、適時スポーツ指導者を紹介する制度をいう。

（業務）

第3条 指導者バンクの業務は、教育委員会において処理し、その内容は次のとおりとする。

- (1) 指導者の認定及び登録、紹介に関すること。
- (2) 指導者の資質の向上に関すること。
- (3) その他指導者バンクの目的達成に必要な事項に関すること。

（登録指導者の資格）

第4条 指導者バンクに登録する指導者（以下「登録指導者」という。）は、18歳以上で（高校卒業資格を持つ者）でスポーツの知識及び技術を有し、かつ、それを市民に提供しようとする意思のある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本スポーツ協会等公的機関が実施する指導者の資格を有する者
- (2) 教員及び教員のOB
- (3) 東海市スポーツ推進委員
- (4) 東海市ふるさと大使
- (5) （一般社団法人）スポーツクラブ東海の認定指導者
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

（登録指導者の登録）

第5条 登録指導者のバンクへの登録は、次の手順により行うものとする。

- (1) 指導者バンク登録を希望する指導者は、指導者バンク登録申請書を提出する。

(2) 教育委員会は、前項の規定による申請を受けた場合は、前条第1号から第5号の者において、その内容を審査し、適当と認めるときは、指導者バンクに登録するものとする。前条第6号の者については、教育委員会が実施する研修等を受講し、教育委員会が適当と認めるときは、指導者バンクに登録するものとする。

2 登録指導者の登録期間は、登録された年度から起算して2年後の年度の3月31日までとし、3年目ごとに更新するものとする。

(登録の変更及び取消し)

第6条 登録指導者は、登録事項に変更が生じた場合又は登録指導者としての活動が継続できない事情が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告するものとする。

2 教育委員会は、登録指導者が次の各号のいずれかに該当し、適格でないと判断した場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 登録指導者の立場を利用し、政治活動及び宗教活動を行った場合

(2) 虚偽の申請内容があった場合

(3) その他、登録指導者として適格でないと判断できる事由があった場合

(登録情報の公表)

第7条 登録指導者として指導者バンクに登録する情報は、申請書に記載された事項（以下「記載事項」という。）とし、原則として住所、生年月日、自宅電話、携帯電話、勤務先、所属団体および講師料の額以外の記載事項は公表するものとする。ただし、登録者から公表を望まない旨の申出があるときは、この限りでない。

(紹介対象となる団体及び個人)

第8条 登録指導者の紹介は、次に掲げる団体を対象とする。

(1) 市内学校、スポーツ団体、クラブ等

(2) 市内在住の家族、個人等

(3) その他、教育委員会が適当と認めたもの

(指導者紹介の依頼)

第9条 登録指導者の紹介を希望する団体等の代表者（以下「依頼者」という。）

は、指導を希望する期日の2週間前までに、東海市スポーツ指導者バンク指導者紹介依頼書を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請内容に適合する登録指導者を紹介する。

- 3 詳細な指導内容等については、登録指導者と依頼者の間で行うものとする。
- 4 依頼者は、活動終了後10日以内に、東海市スポーツ指導者バンク利用結果報告書を教育委員会に提出するものとする。

(運用の手順)

第10条 指導者バンクの活用は以下の手順で行うものとする。

- (1) 教育委員会は、条件が適合する候補となる登録指導者及び依頼者を検索する。
- (2) 教育委員会は、候補の指導者に「依頼者データ」を伝え、マッチング開始の承諾を得る。
- (3) 教育委員会は、依頼者に「指導者データ」を伝え、マッチングを開始する。
- (4) 教育委員会はマッチング後、登録指導者と依頼者に連絡をし、面談等により具体的な内容を調整する。
- (5) 依頼者は、登録指導者と契約を取り交わし、教育委員会に報告する。

なお、地域部活動等の長期にわたるスポーツ活動団体からの依頼があった場合は、3回程度の試行指導を行い、契約を取り交わす。

- (6) 教育委員会は、依頼者と登録指導者からの相談等に対応する。
- (7) 依頼者は、指導状況についての評価書を活動終了後、10日以内に教育委員会に提出する。
- (8) 依頼者は、活動終了後、登録指導者に対し、指導経費を支払う。

(指導経費)

第11条 登録指導者に対する謝金及び交通費は、依頼者と指導者の協議により決定する。

(登録指導者の資質向上)

第12条 教育委員会は、登録指導者の資質向上のため、定期的な研修の実施や情報の提供に努めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導者バンクについて必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

東海市スポーツ指導者バンクプロジェクト 事務の流れ

管理者（東海市教育委員会スポーツ課）

登録指導者

依頼者

推薦依頼
(団体・学校など)

公募

各団体へ紹介依頼を
案内

公募

登録申請

案内先想定

☆登録認定要件

- (1) 日本スポーツ協会等公的機関が実施する指導者の資格を有する者
- (2) 教職員及び教職員のＯＢ
- (3) 東海市スポーツ推進委員
- (4) 東海市ふるさと大使
- (5) (一社) スポーツクラブ東海の認定指導者
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

- ・スポーツクラブ東海
- ・市内学校
- ・コミュニティ

その他

(1)～(5)

(6)

指導者認定講習会
を受講

認定（管理者が認定証発行）

バンク登録

マッチング

管理者・登録指導者・依頼者と面接を行い、仮契約
※依頼者の求めに応じて登録指導者は試行指導をする必要がある。

スポーツ指導 ※学校部活動への派遣する場合は事前研修が必要

活動報告書の提出

指導評価書の提出

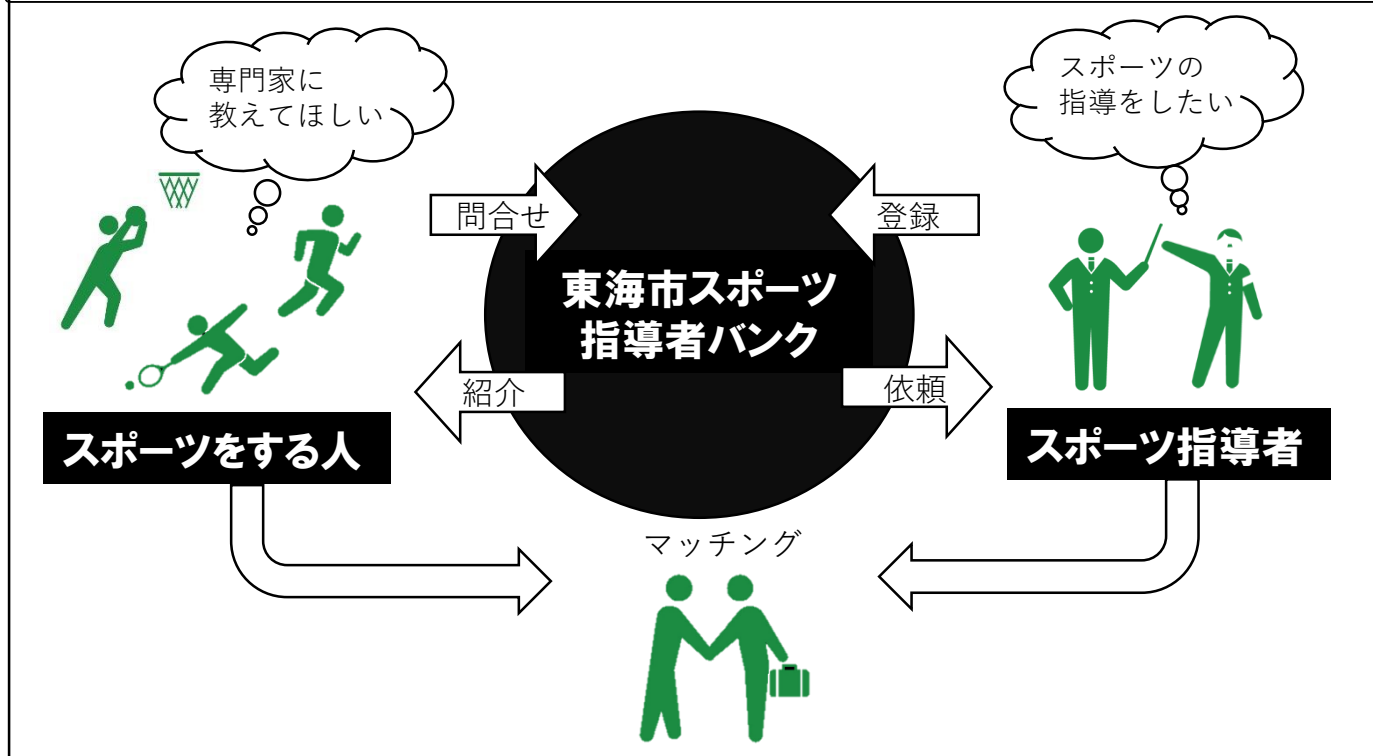
研修会

※指導者の資質を向上させるために実施

登録更新

スポーツを教えたい人 大募集！！

東海市スポーツ指導者バンクは、スポーツ指導者を必要としている学校・地域の団体とスポーツを指導したい人をマッチングさせる制度です。



⚠ 指導者登録の条件があります！

18歳以上(高校卒業資格がある)で以下の条件を満たしている方

- (1) 日本スポーツ協会等公的機関が実施する指導者の資格を有する者
- (2) 教員及び教員のOB
- (3) 東海市スポーツ推進委員
- (4) 東海市ふるさと大使
- (5) 一般社団法人スポーツクラブ東海の認定指導者
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

上記の条件を満たしていない方もご安心ください！



ⓂⓂ注目！

仮登録を行い、一般社団法人スポーツクラブ東海が年間2～3回開催している認定指導者講習会(東海市教育委員会主催)を受講し、認定指導者になれば本登録できます。

指導者になりたい、指導者を探している方はホームページを
ご覧になるか問い合わせ窓口までご連絡ください。

QR

東海市スポーツ指導者バンク登録申請書

東海市教育委員会 宛

私は、東海市スポーツ指導者バンクに登録します。

フリガナ				性別	生年月日				
氏名				男・女	西暦	年	月	日	(満 歳)
現住所	〒								
連絡先	自宅TEL				自宅FAX				
	携帯TEL				E-mail				
	その他								
勤務先				勤務先住所					
競技歴									

1 スポーツ・レクリエーション関係の所有資格

	公認資格名	種目名	左の資格を公認する団体
1			
2			
3			
4			
5			

2 指導種目、指導対象、指導レベル、指導の方向性（該当する箇所に✓をつけてください）

指導種目名	指導対象								指導レベル	方向性
	幼児	小学生	中学生	高校生	成年	中高年	高齢者	障がい者		
	(～6)	(～12)	(～15)	(～18)	(～39)	(～64)	(～65)			
									初級・中級・上級	競技力向上・楽しむ
									初級・中級・上級	競技力向上・楽しむ
									初級・中級・上級	競技力向上・楽しむ
									初級・中級・上級	競技力向上・楽しむ

3 指導可能日時（該当する□に✓をつけてください）

1 全日 2 午前 3 午後 4 夜間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	日曜	祝日
	□ 1□ 2	□ 1□ 2	□ 1□ 2	□ 1□ 2	□ 1□ 2	□ 1□ 2	□ 1□ 2	□ 1□ 2	1□ 2
	□ 3□ 4	□ 3□ 4	□ 3□ 4	□ 3□ 4	□ 3□ 4	□ 3□ 4	□ 3□ 4	□ 3□ 4	3□ 4

4 希望指導形態（該当する□に✓をつけてください）

- ☐ 監督的な指導（日常活動から公式試合までの全ての指導）
- ☐ コーチ的指導（派遣先の監督の指導をサポートし、技術指導を主に行う。
- ☐ アドバイザー的指導（クラブ運営等、監督へのアドバイス）

5 指導可能地域（該当する□に✓をつけてください）

- ☐ 市内全域
- ☐ 市内一部地域（複数選択可）

☐ 緑陽

☒ 名和

☐ 渡内

☐ 平洲

☐ 明倫

☐ 富木島

☒ 船島

☐ 大田

☐ 横須賀

☐ 加木屋

☐ 三ツ池

☐ 加木屋南

6 希望指導金額

例）1,200円/時間、5,000円/1回、無料、特になしなど

裏面に続きます

登録内容のホームページ掲載について

公開していい項目に✓をつけてください

- ☐ 氏名
- ☐ 性別
- ☐ 生年月日
- ☐ 住所（町まで）
- ☐ 連絡先
- ☐ 勤務先
- ☐ 競技歴
- ☐ スポーツ・レクリエーション関係の所有資格
- ☐ 指導種目、指導対象、指導レベル、指導の方向性
- ☐ 指導可能日時
- ☐ 希望指導形態
- ☐ 指導可能地域
- ☐ 希望指導金額

取扱注意

「東海市スポーツ指導者バンク」指導者紹介依頼書

年 月 日

クラブ・学校名		団体人数	
---------	--	------	--

【代表者又は担当者情報】

フリガナ				性別	生年月日				
氏名				男・女	西暦	年	月	日	(満 歳)
現住所	〒								
連絡先	自宅TEL				自宅FAX				
	携帯TEL				E-mail				
	その他								

依頼期間	☐ 指導者が見つかるまで ☐ 令和 年 月 日まで								
競技名				対象年齢・学年					
希望指導形態	☐ 監督的な指導(日常活動から公式試合まで全ての指導) ☐ コーチ的指導(監督の指導をサポートし、技術指導を主に指導) ☐ アドバイザー的指導(クラブ運営等、監督へのアドバイス) ☐ 活動の様子を見守る(指導はしない)								
希望理由	☐ 技術指導ができる指導者がいないため ☐ より高い技術を有する地域の指導力を生かすため ☐ 参加者及び参加者の保護者からの要望があるため ☐ 教員の負担軽減のため ☐ その他								
審判資格	☐ 所有を希望する ☐ 所有は問わない								
希望指導日時	1 全日 2 午前 3 午後 4 夜間								
	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	祝日	毎日
報酬	☐ 謝金の用意がある(自由記載…1時間あたり 円程度、交通費は実費) ☐ 指導者と交渉する ☐ できればボランティア(無償)でお願いしたい								
詳細な状況 (指導の方向性や指導のレベルなど詳細に御記入ください。)									

☐下記について同意する ☐下記について同意しない

この申請書における個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従い、厳正に取り扱うと共に、バンク登録指導者とのマッチングにおいて、東海市教育委員会の職員が使用するほか、個人が特定されない範囲の情報の一部をHP上に掲載します。